

開発行為の工事完了検査のご案内

都市計画法の規定により、住宅等を建築するため開発行為の許可を受けた方は、工事完了後、開発許可を受けた内容通り施工されているか、確認する完了検査を受けることが義務付けられています。

開発工事が完了しても、検査済証の交付を受けていない場合は、将来の増改築、相続、売買の際に支障が生じる場合がありますので、完了検査を受けるようお願いいたします。

問合せ 茨城県土木部都市局 建築指導課
県央建築指導室 ☎ 301-4787 (直通)

《注意！あなたの土地が狙われています！》

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土地で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

※不法投棄・野焼きを見つけたら 不法投棄110番
いつもみんなであらなくみはれ
(☎ 0120-536-380) へ

受付時間は平日の8:30~17:15です。受付時間外は最寄りの警察署まで。

問合せ 茨城県廃棄物規制課 ☎ 301-3033

【開催中】第35回 大洗の菊まつり

大洗磯前神社境内において菊花を展示し、「大洗の菊まつり」を開催しております。菊作りの方々が丹精を込めて育てたさまざまな菊をぜひお楽しみください。

開催期間 11月23日(火・祝)まで

開催場所 大洗磯前神社 境内

問合せ 商工観光課 ☎ 267-5175

住宅リフォームをお考えの方へ！ 【大洗町住宅リフォーム補助金のご案内】

※着工後の申請は対象となりませんのでご注意ください。
まずはお気軽にご相談ください！

町民の居住環境の向上及び地域経済活性化の一環として町内中小企業の振興を図るため、町民の皆さんが、町内の施工業者を利用して、ご自宅の修繕や補修工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

補助率 対象工事費(消費税別)の10%
限度額10万円(但し1,000円未満は切捨て)

申請期間 11月30日(火)まで ※申請受付中
(ただし、予算額に達した場合、申請期間内であっても申請受付を締め切ることがあります。)

申請先/問合せ 商工観光課 ☎ 267-5175

補助金の交付申請については、要件があり、相談内容によっては補助の対象とならない場合がありますので、申請前に一度商工観光課へご相談ください。

※補助の対象にならない場合、揃えていただいた書類(住民票等)の発行手数料の払い戻しはできかねます。ご理解の程よろしくお願いいたします。

Sマーク(標準営業約款制度)をご存知ですか？

このマークのある「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」は、厚生労働大臣の許可を受けた約款に基づき営業している安全・安心なお店です。

Sマーク登録店では、

- サービス・メニューについて表示しています。
- 資格者の氏名を表示しています。
- 万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。
- 業種ごとに定められた様々な基準を順守しています。

Sマークは消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心の目印です。登録店には標識が掲出されています。

問合せ (公財)茨城県生活衛生営業指導センター
☎225-6603 ✉ ibarakicenter@seiei.or.jp



厚生労働大臣認可

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

労働保険とはこんな制度です。

労働保険は、労働者災害補償保険(通称・労災保険)と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。

労災保険とはこんな制度です。

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とはこんな制度です。

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

また、雇用保険には失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

法律により、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

保険制度の詳細および加入手続きについての問合せ

茨城労働局総務部 労働保険徴収室 ☎ 224-6213

水戸労働基準監督署 ☎ 277-7925

ハローワーク水戸 ☎ 231-6221